

平成 31 年 第 1 回 東浦町議会定例会議案

平成 31 年 2 月 28 日 提出

目 次

同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任について ······	1
議案第7号 東浦町職員の退職手当に関する条例の一部改正について ······	2
議案第8号 東浦町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について ···	3
議案第9号 東浦町国民健康保険税条例の一部改正について ······	4
議案第10号 東浦町手数料条例の一部改正について ······	5
議案第11号 東浦町遺児手当支給条例の一部改正について ······	7
議案第12号 東浦町行政財産の特別使用に係る使用料条例等の一部改正について ·	9
議案第13号 平成30年度東浦町一般会計補正予算（第7号） ······	別添
議案第14号 平成30年度東浦町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号） ···	別添
議案第15号 平成30年度東浦町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号） ···	別添
議案第16号 平成30年度東浦町下水道事業特別会計補正予算（第2号） ······	別添
議案第17号 平成31年度東浦町一般会計予算 ······	別添
議案第18号 平成31年度東浦町国民健康保険事業特別会計予算 ······	別添
議案第19号 平成31年度東浦町土地取得特別会計予算 ······	別添
議案第20号 平成31年度東浦町後期高齢者医療特別会計予算 ······	別添
議案第21号 平成31年度東浦町水道事業会計予算 ······	別添
議案第22号 平成31年度東浦町下水道事業会計予算 ······	別添
議案第23号 工事委託協定の変更について（東浦町公共下水道森岡ポンプ場のポンプ増設工事委託） ······	26
議案第24号 町道路線の認定について ······	27

同意第1号

固定資産評価審査委員会委員の選任について

次の者を平成31年5月16日から固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、
地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、議会の同意を
求める。

平成31年2月28日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

石 原 弘 幸

東浦町大字石浜 昭和21年生

提案理由

固定資産評価審査委員会委員石原弘幸の任期が、平成31年5月15日をもって満了となることに伴い、再任するため提案するものである。

議案第7号

東浦町職員の退職手当に関する条例の一部改正について

東浦町職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成31年2月28日提出

東浦町長 神谷明彦

東浦町職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

東浦町職員の退職手当に関する条例（昭和45年東浦町条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
(特別職の職員の退職手当)	(特別職の職員の退職手当)
第6条 町長、副町長及び教育長（以下「特別職の職員」という。）が退職した場合の退職手当の額は、退職の日ににおける給料月額に次の各号に定めるその者の割合を乗じて得た額に勤続月数を乗じて得た額とする。	第6条 町長、副町長及び教育長（以下「特別職の職員」という。）が退職した場合の退職手当の額は、退職の日ににおける給料月額に次の各号に定めるその者の割合を乗じて得た額に勤続月数を乗じて得た額とする。
(1) 及び (2) 略	(1) 及び (2) 略
(3) 教育長 // <u>100分の19.1</u>	(3) 教育長 // <u>100分の15.7</u>
2及び3 略	2及び3 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

教育長の退職手当の支給水準を引き上げるため提案するものである。

議案第8号

東浦町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

東浦町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成31年2月28日提出

東浦町長 神谷明彦

東浦町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

東浦町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年東浦町条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
(正規の勤務時間以外の時間における勤務) 第8条 略 2 略 <u>3 前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、規則で定める。</u>	(正規の勤務時間以外の時間における勤務) 第8条 略 2 略

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

提案理由

正規の勤務時間以外に行なうことを命じられた勤務に関し必要な事項について、規則で定めることとするため提案するものである。

議案第9号

東浦町国民健康保険税条例の一部改正について

東浦町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成31年2月28日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

東浦町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

東浦町国民健康保険税条例（昭和36年東浦町条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の附則を改正後の欄の附則に改める。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>1から13まで 略</p> <p>（平成31年度以後の年度分の国民健康保険税の減免の特例）</p> <p>14 当分の間、平成31年度以後の年度分の第23条第2号の規定による国民健康保険税（所得割額に係るものに限る。）の減免については、同号中「該当する者（資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限る。）」とあるのは、「該当する者」とする。</p>	<p>附 則</p> <p>1から13まで 略</p> <p>（平成22年度以降の国民健康保険税の減免の特例）</p> <p>14 当分の間、平成22年度以降の第23条第2号の規定による国民健康保険税の減免については、同号中「該当する者（資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限る。）」とあるのは、「該当する者」とする。</p>

附 則

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の東浦町国民健康保険税条例の規定は、平成31年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成30年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

提案理由

国民健康保険税の減免の特例措置を改めるため提案するものである。

議案第 10 号

東浦町手数料条例の一部改正について

東浦町手数料条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成 31 年 2 月 28 日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

東浦町手数料条例の一部を改正する条例

東浦町手数料条例（昭和 59 年東浦町条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の別表を改正後の欄の別表に改める。

改正後						改正前					
別表第 1 (第 3 条関係)						別表第 1 (第 3 条関係)					
手数 料の 名称	区分	単位	金額	徴収 の時 期	備考	手数 料の 名称	区分	単位	金額	徴収 の時 期	備考
印鑑登録証明書の交付手数料の項から 養護老人ホームへの老人短期入所手数 料の項まで 略						印鑑登録証明書の交付手数料の項から 養護老人ホームへの老人短期入所手数 料の項まで 略					
行方 不明 高齢 者等 家族 支援 事業 専用 端末 機利 用手 数料		略	略	略	略	徘徊 高齢 者家 族支 援事 業專 用端 末機 利用 手数 料		略	略	略	略
子育て支援ヘルパー派遣手数料の項か ら優良住宅新築認定申請手数料の項ま で 略						子育て支援ヘルパー派遣手数料の項か ら優良住宅新築認定申請手数料の項ま で 略					

附 則

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

徘徊高齢者家族支援事業専用端末機利用手数料の名称を改めるため提案するもの

である。

議案第 11 号

東浦町遺児手当支給条例の一部改正について

東浦町遺児手当支給条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成 31 年 2 月 28 日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

東浦町遺児手当支給条例の一部を改正する条例

東浦町遺児手当支給条例（平成元年東浦町条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
(手当の支給)	(手当の支給)
第5条 略	第5条 略
2及び3 略	2及び3 略
4 手当は、 <u>1月、3月、5月、7月、9月及び11月の6期に</u> 、それぞれその月の前月までの分を支払う。ただし、前支払期月に支払うべきであった手当又は支給すべき事由が消滅した場合におけるその期の手当は、その支払期月でない月であっても支払うことができる。	4 手当は、 <u>4月、8月及び12月の3期に</u> 、それぞれその月の前月までの分を支払う。ただし、前支払期月に支払うべきであった手当又は支給すべき事由が消滅した場合におけるその期の手当は、その支払期月でない月であっても支払うことができる。
(支給の制限)	(支給の制限及び停止)
第7条 町長は、受給資格者、受給資格者の配偶者又は受給資格者の民法（明治 29 年法律第 89 号）第 877 条第 1 項に定める養育義務者でその受給資格者と生計を同じくするものの前年の所得（1 月から <u>10 月</u> までの手当については、前々年の所得とする。）が規則で定める額以上のときは、その年の <u>11月</u> から翌年の <u>10月</u> までの間は、手当を支給しない。	第7条 町長は、受給資格者、受給資格者の配偶者又は受給資格者の民法（明治 29 年法律第 89 号）第 877 条第 1 項に定める養育義務者でその受給資格者と生計を同じくするものの前年の所得（1 月から <u>7 月</u> までの手当については、前々年の所得とする。）が規則で定める額以上のときは、その年の <u>8月</u> から翌年の <u>7月</u> までの間は、手当を支給しない。
2 略	2 略

<p>3 町長は、受給者が<u>正当な理由がなく て、前条の規定による届出をせず、第 10条第1項の規定による命令に従わ ず、又は同項の規定による質問に応じ ないときは、手当の支給を一時差し止 めることができる。</u></p>	<p>3 町長は、受給者が<u>前条の規定による 届出をしない場合は、手当の支給を停 止することができる。</u></p>
--	---

附 則

- 1 この条例は、平成31年9月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第7条第1項の改正規定及びこの項の規定 公布の日
 - (2) 第7条の見出しの改正規定及び同条第3項の改正規定 平成31年4月1日
- 2 平成31年8月分の遺児手当については、この条例による改正後の東浦町遺児手当支給条例第5条第4項（ただし書を除く。）の規定に関わらず、同年11月に支払うものとする。

提案理由

遺児手当の支給月を改める等のため提案するものである。

議案第 12 号

東浦町行政財産の特別使用に係る使用料条例等の一部改正について

東浦町行政財産の特別使用に係る使用料条例等の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成 31 年 2 月 28 日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

東浦町行政財産の特別使用に係る使用料条例等の一部を改正する条例

(東浦町行政財産の特別使用に係る使用料条例の一部改正)

第 1 条 東浦町行政財産の特別使用に係る使用料条例（昭和 53 年東浦町条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の別表を改正後の欄の別表に改める。

改正後				改正前			
別表（第 2 条関係）				別表（第 2 条関係）			
行政 財產 の種 類	使用の区分	単位	金額	行政 財產 の種 類	使用の区分	単位	金額
土地 (昭和 27 年法 律 第 180 号) 第 32 条第 1 項第 1 号に掲 げる工 作物の 敷地と して使 用する 場合	道路法 電柱 第 1 種 年につ き	1 本 1	1,100 円	土地 (昭和 27 年法 律 第 180 号) 第 32 条第 1 項第 1 号に掲 げる工 作物の 敷地と して使 用する 場合	道路法 電柱 第 1 種 年につ き	1 本 1	830 円
	第 2 種 電柱 年につ き	1 本 1	1,600 円		第 2 種 電柱 年につ き	1 本 1	1,300 円
	第 3 種 電柱 年につ き	1 本 1	2,200 円		第 3 種 電柱 年につ き	1 本 1	1,700 円
	第 1 種 電話柱 年につ き	1 本 1	940 円		第 1 種 電話柱 年につ き	1 本 1	740 円
	第 2 種 電話柱 年につ き	1 本 1	1,500 円		第 2 種 電話柱 年につ き	1 本 1	1,200 円
	第 3 種 電話柱 年につ き	1 本 1	2,100 円		第 3 種 電話柱 年につ き	1 本 1	1,600 円
	その他	1 本 1	94 円		その他	1 本 1	74 円

	の柱類	年につき			の柱類	年につき	
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ 1 メートル 1 年につき	9 円		共架電線その他上空に設ける線類	長さ 1 メートル 1 年につき	7 円
	地下に設ける電線その他の線類	長さ 1 メートル 1 年につき	6 円		地下に設ける電線その他の線類	長さ 1 メートル 1 年につき	4 円
	地上に設ける変圧器	1 個 1 年につき	920 円		地上に設ける変圧器	1 個 1 年につき	730 円
	地下に設ける変圧器	1 平方メートル 1 年につき	570 円		地下に設ける変圧器	1 平方メートル 1 年につき	450 円
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1 個 1 年につき	1,900 円		変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1 個 1 年につき	1,500 円
	郵便差出箱及び信書便差出箱	1 個 1 年につき	790 円		郵便差出箱及び信書便差出箱	1 個 1 年につき	620 円
	広告塔 略				広告塔 略		
	その他のも	1 平方メートル 1 年につき	1,900 円		その他のも	1 平方メートル 1 年につき	1,500 円
	道路法外径が長さ 1		40 円		道路法外径が長さ 1		31 円

	第 32 条第 1 項第 2 号に掲げる物 件を埋設する場合	0.07メートル1年未満のもの	メートル1年につき		
		外径が 0.07メートル 一ト ル 以 上 0.1メートル 未満の もの	長さ 1 メートル1年 につき	<u>57円</u>	
		外径が 0.1メートル 一ト ル 以 上 0.15メートル 未満の もの	長さ 1 メートル1年 につき	<u>85円</u>	
		外径が 0.15メートル 一ト ル 以 上 0.2メートル 未満の もの	長さ 1 メートル1年 につき	<u>110円</u>	
		外径が 0.2メートル 一ト ル 以 上 0.3メートル 未満の もの	長さ 1 メートル1年 につき	<u>170円</u>	
		外径が 0.3メートル 以上 のもの	長さ 1 メートル1年 につき	<u>230円</u>	
		外径が 0.07メートル 一ト ル 以 上 0.1メートル 未満の もの	長さ 1 メートル1年 につき		
		外径が 0.1メートル 一ト ル 以 上 0.15メートル 未満の もの	長さ 1 メートル1年 につき	<u>45円</u>	
		外径が 0.15メートル 一ト ル 以 上 0.2メートル 未満の もの	長さ 1 メートル1年 につき	<u>67円</u>	
		外径が 0.2メートル 一ト ル 以 上 0.3メートル 未満の もの	長さ 1 メートル1年 につき	<u>89円</u>	
		外径が 0.3メートル 以上 のもの	長さ 1 メートル1年 につき	<u>130円</u>	
		外径が 0.3メートル 以上 のもの	長さ 1 メートル1年 につき	<u>180円</u>	

		0.3 メートル以上につき 0.4 メートル未満のもの	メートル1年につき			0.3 メートル以上につき 0.4 メートル未満のもの	メートル1年につき	
		外径が 0.4 メートル以上につき 0.7 メートル未満のもの	長さ 1 メートル1年につき	400 円		外径が 0.4 メートル以上につき 0.7 メートル未満のもの	長さ 1 メートル1年につき	310 円
		外径が 0.7 メートル以上 1 メートル未満のもの	長さ 1 メートル1年につき	570 円		外径が 0.7 メートル以上 1 メートル未満のもの	長さ 1 メートル1年につき	450 円
		外径が 1 メートル以上のもの	長さ 1 メートル1年につき	1,100 円		外径が 1 メートル以上のもの	長さ 1 メートル1年につき	890 円
	通路、水路、建物の敷地、資材置場等として使用する場合	1 平方メートル 1 年につき	土地の固定資産税路線価又は標準住宅価格に 100 分の 2.4 を乗じて得た額			通路、水路、建物の敷地、資材置場等として使用する場合	1 平方メートルにつき 1 年	土地の固定資産税路線価又は標準住宅価格に 100 分の 2 を乗じて得た額
建物		1 平方	建物評価			建物	1 平方	建物評価

<p><u>メートル1年につき</u></p> <p>額に 100 分の 7.2 を乗じて 得た額に、土地の固定資産税路線価又は標準宅地価格に <u>100 分の 2.4</u> を乗じて 得た額を 加算した額</p>	<p><u>メートルにつき1年</u></p> <p>額に 100 分の 7.2 を乗じて 得た額に、土地の固定資産税路線価又は標準宅地価格に <u>100 分の 2</u> を乗じて得た額を加算した額</p>
備考 略	備考 略

(東浦町都市公園条例の一部改正)

第2条 東浦町都市公園条例（昭和57年東浦町条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の別表を改正後の欄の別表に改める。

改正後			改正前		
別表第2（第9条関係） 都市公園使用料			別表第2（第9条関係） 都市公園使用料		
区分	単位	金額	区分	単位	金額
公園施設を設ける場合の項及び公園施設を管理する場合の項 略					
道路法 (昭和27年法律第180号) 第32条第1項	第1種電柱 第2種電柱 第3種電柱 第1種電話柱	1本1年につき 1本1年につき 1本1年につき 1本1年につき	第1種電柱 第2種電柱 第3種電柱 第1種電話柱	1本1年につき 1本1年につき 1本1年につき 1本1年につき	<u>1,100円</u> <u>1,600円</u> <u>2,200円</u> <u>940円</u> <u>830円</u> <u>1,300円</u> <u>1,700円</u> <u>740円</u>

第1号に掲げる作物の敷地として使用する場合	第2種電話柱	き 1本1年につき	<u>1,500円</u>
	第3種電話柱	1本1年につき	<u>2,100円</u>
	その他の柱類	1本1年につき	<u>94円</u>
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートル1年につき	<u>9円</u>
	地下に設ける電線その他の線類	長さ1メートル1年につき	<u>6円</u>
	地上に設ける変圧器	1個1年につき	<u>920円</u>
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートル1年につき	<u>570円</u>
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個1年につき	<u>1,900円</u>
	郵便差出箱及び信書便差出箱	1個1年につき	<u>790円</u>
	広告塔 略		
	その他のもの	占用面積1平	<u>1,900円</u>
第1号に掲げる作物の敷地として使用する場合	第2種電話柱	き 1本1年につき	<u>1,200円</u>
	第3種電話柱	1本1年につき	<u>1,600円</u>
	その他の柱類	1本1年につき	<u>74円</u>
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートル1年につき	<u>7円</u>
	地下に設ける電線その他の線類	長さ1メートル1年につき	<u>4円</u>
	地上に設ける変圧器	1個1年につき	<u>730円</u>
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートル1年につき	<u>450円</u>
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個1年につき	<u>1,500円</u>
	郵便差出箱及び信書便差出箱	1個1年につき	<u>620円</u>
	広告塔 略		
	その他のもの	占用面積1平	<u>1,500円</u>

		方メートル1年につき	
道路 法第 32条 第1項 第2号 に掲 げる 物件 を埋 設す る場 合	外径が 0.07 メートル未満のもの	長さ 1 メートル 1 年につき	40 円
	外径が 0.07 メートル以上 0.1 メートル未満のもの	長さ 1 メートル 1 年につき	57 円
	外径が 0.1 メートル以上 0.15 メートル未満のもの	長さ 1 メートル 1 年につき	85 円
	外径が 0.15 メートル以上 0.2 メートル未満のもの	長さ 1 メートル 1 年につき	110 円
	外径が 0.2 メートル以上 0.3 メートル未満のもの	長さ 1 メートル 1 年につき	170 円
	外径が 0.3 メートル以上 0.4 メートル未満のもの	長さ 1 メートル 1 年につき	230 円
	外径が 0.4 メートル以上 0.7 メートル未満のもの	長さ 1 メートル 1 年につき	400 円
	外径が 0.7 メートル以上 1 メートル未満のもの	長さ 1 メートル 1 年につき	570 円
	外径が 1 メートル	長さ 1	1,100 円
		方メートル1年につき	
道路 法第 32条 第1項 第2号 に掲 げる 物件 を埋 設す る場 合	外径が 0.07 メートル未満のもの	長さ 1 メートル 1 年につき	31 円
	外径が 0.07 メートル以上 0.1 メートル未満のもの	長さ 1 メートル 1 年につき	45 円
	外径が 0.1 メートル以上 0.15 メートル未満のもの	長さ 1 メートル 1 年につき	67 円
	外径が 0.15 メートル以上 0.2 メートル未満のもの	長さ 1 メートル 1 年につき	89 円
	外径が 0.2 メートル以上 0.3 メートル未満のもの	長さ 1 メートル 1 年につき	130 円
	外径が 0.3 メートル以上 0.4 メートル未満のもの	長さ 1 メートル 1 年につき	180 円
	外径が 0.4 メートル以上 0.7 メートル未満のもの	長さ 1 メートル 1 年につき	310 円
	外径が 0.7 メートル以上 1 メートル未満のもの	長さ 1 メートル 1 年につき	450 円
	外径が 1 メートル	長さ 1	890 円

	トル以上のも の	メート ル1年 につき	
行商、募金その他これらに類する行為をする場合の項から興行、展示会、集会その他これらに類する催しを行う場合の項まで 略			
備考 略			備考 略

(東浦町道路占用料条例の一部改正)

第3条 東浦町道路占用料条例（昭和62年東浦町条例第15号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の別表を改正後の欄の別表に改める。

改正後				改正前			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
占用 物件 の種 類	区分	単位	占用料	占用 物件 の種 類	区分	単位	占用料
法第 32条 第1 項第 1号 に掲 げる 工作 物	第1種電柱	1本1 年につ き	1,100円	法第 32条 第1 項第 1号 に掲 げる 工作 物	第1種電柱	1本1 年につ き	830円
	第2種電柱	1本1 年につ き	1,600円		第2種電柱	1本1 年につ き	1,300円
	第3種電柱	1本1 年につ き	2,200円		第3種電柱	1本1 年につ き	1,700円
	第1種電話柱	1本1 年につ き	940円		第1種電話柱	1本1 年につ き	740円
	第2種電話柱	1本1 年につ き	1,500円		第2種電話柱	1本1 年につ き	1,200円
	第3種電話柱	1本1 年につ き	2,100円		第3種電話柱	1本1 年につ き	1,600円
その他の柱類		1本1	94円	その他の柱類		1本1	74円

		年につ き				年につ き	
共架電線その 他上空に設け る線類	長さ 1 メート ル 1 年 につき	9円		共架電線その 他上空に設け る線類	長さ 1 メート ル 1 年 につき	7円	
地下に設ける 電線その他の 線類	長さ 1 メート ル 1 年 につき	6円		地下に設ける 電線その他の 線類	長さ 1 メート ル 1 年 につき	4円	
路上に設ける 変圧器	1 個 1 年につ き	920 円		路上に設ける 変圧器	1 個 1 年につ き	730 円	
地下に設ける 変圧器	占用面 積 1 平 方メー トル 1 年につ き	570 円		地下に設ける 変圧器	占用面 積 1 平 方メー トル 1 年につ き	450 円	
変圧塔その他 これに類する もの及び公衆 電話所	1 個 1 年につ き	1,900 円		変圧塔その他 これに類する もの及び公衆 電話所	1 個 1 年につ き	1,500 円	
郵便差出箱及 び信書便差出 箱	1 個 1 年につ き	790 円		郵便差出箱及 び信書便差出 箱	1 個 1 年につ き	620 円	
廣告塔 略				廣告塔 略			
その他のもの	占用面 積 1 平 方メー トル 1 年につ き	1,900 円		その他のもの	占用面 積 1 平 方メー トル 1 年につ き	1,500 円	
法第 32 条 第 1 項 第 32 条 第 1 項 第	外径が 0.07 メ ートル未満の もの	長さ 1 メート ル 1 年 につき	40 円	法第 32 条 第 1 項 第	外径が 0.07 メ ートル未満の もの	長さ 1 メート ル 1 年 につき	31 円

2号に掲げる物件	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>57円</u>		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>45円</u>
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>85円</u>		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>67円</u>
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>110円</u>		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>89円</u>
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>170円</u>		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>130円</u>
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>230円</u>		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>180円</u>
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>400円</u>		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>310円</u>
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>570円</u>		外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>450円</u>
	外径が1メートル以上のものの	長さ1メートル1年につき	<u>1,100円</u>		外径が1メートル以上のものの	長さ1メートル1年につき	<u>890円</u>
法第32条第1項第3号		占用面積1平方メートル1年につ	<u>1,900円</u>		占用面積1平方メートル1年につ		<u>1,500円</u>

及び 第4 号に 掲げ る施 設		き		及び 第4 号に 掲げ る施 設		き	
法第 32条 第1 項第 5号 に掲 げる 施設	上空に設ける 通路	占用面 積1平 方メー トル1 年につ き	1,100円	法第 32条 第1 項第 5号 に掲 げる 施設	上空に設ける 通路	占用面 積1平 方メー トル1 年につ き	1,200円
	地下に設ける 通路	占用面 積1平 方メー トル1 年につ き	680円		地下に設ける 通路	占用面 積1平 方メー トル1 年につ き	690円
	その他のもの	占用面 積1平 方メー トル1 年につ き	1,900円		その他のもの	占用面 積1平 方メー トル1 年につ き	1,500円
法第32条第1項第6号に掲げる施設の 項 略				法第32条第1項第6号に掲げる施設の 項 略			
令第 7条	看板(アーチであるものを除く。) 略			令第 7条	看板(アーチであるものを除く。) 略		
第1 号に 掲げ る物 件	標識	1本1 年につ き	1,500円	第1 号に 掲げ る物 件	標識	1本1 年につ き	1,200円
	旗ざお及び幕(令第7条第4号に 掲げる工事用施設であるものを除 く。) 略				旗ざお及び幕(令第7条第4号に 掲げる工事用施設であるものを除 く。) 略		
	アーチ	車道を横断するもの	略		アーチ	車道を横断するもの	略
	その他 のもの	1基1 月につ	1,100円		その他 のもの	1基1 月につ	1,200円

令第 7条 第2 号に 掲げ る工 作物		き 占用面 積1平 方メー トル1 年につ き	1,900円		令第 7条 第2 号に 掲げ る工 作物		き 占用面 積1平 方メー トル1 年につ き	1,500円
令第 7条 第3 号に 掲げ る施 設		占用面 積1平 方メー トル1 年につ き	A に <u>0.034</u> を 乗じて得 た額		令第 7条 第3 号に 掲げ る施 設		占用面 積1平 方メー トル1 年につ き	A に <u>0.028</u> を 乗じて得 た額
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び 同条第5号に掲げる工事用材料の項 略								
令第 7条 第6 号に 掲げ る仮 設建 築物 及 び 同 条 第7 号に 掲げ る施 設		占用面 積1平 方メー トル1 月につ き	190円		令第 7条 第6 号に 掲げ る仮 設建 築物 及 び 同 条 第7 号に 掲げ る施 設		占用面 積1平 方メー トル1 月につ き	150円
令第 7条 第11 号に 掲げ	上空に設ける もの	占用面 積1平 方メー トル1 年につ	A に <u>0.024</u> を 乗じて得 た額		令第 7条 第11 号に 掲げ	上空に設ける もの	占用面 積1平 方メー トル1 年につ	Aに <u>0.02</u> を乗じて 得た額

る応 急仮 設建 築物	き その他のもの	き 占用面 積1平 方メー トル1 年につ き	A に <u>0.034</u> を 乗じて得 た額	る応 急仮 設建 築物	き その他のもの	き 占用面 積1平 方メー トル1 年につ き	A に <u>0.028</u> を 乗じて得 た額
備考 略				備考 略			

(東浦町公用物管理条例の一部改正)

第4条 東浦町公用物管理条例（平成12年東浦町条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の別表を改正後の欄の別表に改める。

改正後				改正前			
別表（第14条関係）				別表（第14条関係）			
使用 物件 の種 類	区分	単位	使用料	使用 物件 の種 類	区分	単位	使用料
柱類 を設 置す る場 合	第1種電柱	1本1 年につ き	<u>1,100円</u>	柱類 を設 置す る場 合	第1種電柱	1本1 年につ き	<u>830円</u>
	第2種電柱	1本1 年につ き	<u>1,600円</u>	第2種電柱	1本1 年につ き	<u>1,300円</u>	
	第3種電柱	1本1 年につ き	<u>2,200円</u>	第3種電柱	1本1 年につ き	<u>1,700円</u>	
	第1種電話柱	1本1 年につ き	<u>940円</u>	第1種電話柱	1本1 年につ き	<u>740円</u>	
	第2種電話柱	1本1 年につ き	<u>1,500円</u>	第2種電話柱	1本1 年につ き	<u>1,200円</u>	
	第3種電話柱	1本1 年につ き	<u>2,100円</u>	第3種電話柱	1本1 年につ き	<u>1,600円</u>	
	その他の柱類	1本1	<u>94円</u>	その他の柱類	1本1	<u>74円</u>	

		年につ き		
共架電線その 他上空に設け る線類	長さ 1 メート ル 1 年 につき	9円		
地下に設ける 電線その他の 線類	長さ 1 メート ル 1 年 につき	6円		
地上に設ける 変圧器	1 個 1 年につ き	920 円		
地下に設ける 変圧器	使用面 積 1 平 方メー トル 1 年につ き	570 円		
変圧塔その他 これに類する もの及び公衆 電話所	1 個 1 年につ き	1,900 円		
郵便差出箱及 び信書便差出 箱	1 個 1 年につ き	790 円		
廣告塔 略				
その他のもの	使用面 積 1 平 方メー トル 1 年につ き	1,900 円		
地下 に埋 設物 を設	外径が 0.07 メ ートル未満の もの	長さ 1 メート ル 1 年 につき	40 円	
共架電線その 他上空に設け る線類	長さ 1 メート ル 1 年 につき	7円		
地下に設ける 電線その他の 線類	長さ 1 メート ル 1 年 につき	4円		
地上に設ける 変圧器	1 個 1 年につ き	730 円		
地下に設ける 変圧器	使用面 積 1 平 方メー トル 1 年につ き	450 円		
変圧塔その他 これに類する もの及び公衆 電話所	1 個 1 年につ き	1,500 円		
郵便差出箱及 び信書便差出 箱	1 個 1 年につ き	620 円		
廣告塔 略				
その他のもの	使用面 積 1 平 方メー トル 1 年につ き	1,500 円		
地下 に埋 設物 を設	外径が 0.07 メ ートル未満の もの	長さ 1 メート ル 1 年 につき	31 円	

置する場合	外径が 0.07 メートル以上 0.1 メートル未満のもの	長さ 1 メートル 1 年につき	<u>57 円</u>	置する場合	外径が 0.07 メートル以上 0.1 メートル未満のもの	長さ 1 メートル 1 年につき	<u>45 円</u>
	外径が 0.1 メートル以上 0.15 メートル未満のもの	長さ 1 メートル 1 年につき	<u>85 円</u>		外径が 0.1 メートル以上 0.15 メートル未満のもの	長さ 1 メートル 1 年につき	<u>67 円</u>
	外径が 0.15 メートル以上 0.2 メートル未満のもの	長さ 1 メートル 1 年につき	<u>110 円</u>		外径が 0.15 メートル以上 0.2 メートル未満のもの	長さ 1 メートル 1 年につき	<u>89 円</u>
	外径が 0.2 メートル以上 0.3 メートル未満のもの	長さ 1 メートル 1 年につき	<u>170 円</u>		外径が 0.2 メートル以上 0.3 メートル未満のもの	長さ 1 メートル 1 年につき	<u>130 円</u>
	外径が 0.3 メートル以上 0.4 メートル未満のもの	長さ 1 メートル 1 年につき	<u>230 円</u>		外径が 0.3 メートル以上 0.4 メートル未満のもの	長さ 1 メートル 1 年につき	<u>180 円</u>
	外径が 0.4 メートル以上 0.7 メートル未満のもの	長さ 1 メートル 1 年につき	<u>400 円</u>		外径が 0.4 メートル以上 0.7 メートル未満のもの	長さ 1 メートル 1 年につき	<u>310 円</u>
	外径が 0.7 メートル以上 1 メートル未満のもの	長さ 1 メートル 1 年につき	<u>570 円</u>		外径が 0.7 メートル以上 1 メートル未満のもの	長さ 1 メートル 1 年につき	<u>450 円</u>
	外径が 1 メートル以上のものの	長さ 1 メートル 1 年につき	<u>1,100 円</u>		外径が 1 メートル以上のものの	長さ 1 メートル 1 年につき	<u>890 円</u>
	鉄道、軌道等を設置	使用面積 1 平方メートル 1 年につ	<u>1,900 円</u>	鉄道、軌道等を設置	使用面積 1 平方メートル 1 年につ		<u>1,500 円</u>

する場合		き		する場合		き	
露店商品置場を設置する場合の項 略							
看板類等を設置する場合							
看板 類等 を設 置す る場 合	看板 (アーチであるものを除く。) 略			看板 類等 を設 置す る場 合	看板 (アーチであるものを除く。) 略		
標識	1本1年につき	1,500円		標識	1本1年につき	1,200円	
旗ざお及び幕 (工事用施設であるものを除く。) 略							
アーチ	車道を横断するもの その他 のもの	1基1月につき	1,100円	アーチ	車道を横断するもの その他 のもの	1基1月につき	1,200円
通路、水路、建物の敷地、資材置場等として使用する場合		使用面積1平方メートル1年につき	土地の固定資産税路線価又は標準宅地価格に <u>100分の2.4</u> を乗じて得た額	通路、水路、建物の敷地、資材置場等として使用する場合		使用面積1平方メートル1年につき	土地の固定資産税路線価又は標準宅地価格に <u>100分の2</u> を乗じて得た額
備考 略				備考 略			

附 則

- この条例は、平成31年4月1日から施行する。
- 平成31年4月1日前に行政財産、都市公園、道路又は公共用物（以下「行政財産等」という。）の使用又は占用（以下「使用等」という。）の許可を受け、当該行政財産等を使用等していた者が同日以後において引き続き同一の使用等物件により当該行政財産等を使用等する場合の当該使用等物件に係る平成31年度以後の各年度の使用料又は占用料（以下「使用料等」という。）の額は、改正後の次の各号に掲げる条例の規定により算出した当該使用等物件に係る平成31年度以後の各年度の使用料等の額が当該使用等物件に係る平成30年度の使用料等の額（当該使用等物件に係る平成31年度以後の各年度の使用等の期間に相当する期間と当該使用等物件に係る平成30年度の使用等の期間が異なる場合にあっては、当該使用等物件に係る平成31年度以後の各年度の使用等の期間に相当する期間を当該使用等物件に係る平成30年度の使用等の期間として、改正前の次の各号に掲げる条例の規定により算出

した当該使用等物件に係る使用料等の額) に平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年度以後の各年度の 4 月 1 日までに経過した年数を指數とする 1.2 のべき乗を乗じて得た額(以下「調整使用料等の額」という。)を超える場合については、調整使用料等の額とする。

- (1) 東浦町行政財産の特別使用に係る使用料条例
- (2) 東浦町都市公園条例
- (3) 東浦町道路占用料条例
- (4) 東浦町公共用物管理条例

提案理由

道路占用料等の額を改めるため提案するものである。

議案第 23 号

工事委託協定の変更について（東浦町公共下水道森岡ポンプ場のポンプ
増設工事委託）

下記のとおり工事委託協定を変更するものとする。

平成 31 年 2 月 28 日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

記

- 1 協定の目的 東浦町公共下水道森岡ポンプ場のポンプ増設工事委託
- 2 協定金額 変更前 174,000,000 円
変更後 166,030,000 円
(7,970,000 円の減額)
- 3 協定の相手方 東京都文京区湯島二丁目 31 番 27 号
日本下水道事業団
代表者 理事長 辻原 俊博

提案理由

事業費の精算に伴い、協定金額を変更するため提案するものである。

議案第 24 号

町道路線の認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり町道路線を認定するものとする。

平成 31 年 2 月 28 日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

整理番号	路 線 名	起 点 (地 先)	重要な経過地
		終 点 (地 先)	
1309	森岡 309 号線	東浦町大字森岡字上今池 25 番 14 東浦町大字森岡字上今池 25 番 10	
3242	緒川新田 242 号線	東浦町大字緒川字組田 32 番 11 東浦町大字緒川字組田 32 番 14	

提案理由

開発行為により道路が築造整備されたことから、新たな道路として認定するため提案するものである。